

検討対象水域(一部)における類型指定の見直しに係る考え方の整理方針(案)

1. 河川水域(上位類型見直し)

(1) 渡良瀬川(2)(桐生川合流点から袋川合流点)

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	水産 1 級(河川 A 類型相当)
現状水質経年変化	平成 12 年度以降、8 年連続して河川 A 類型を満足している。
発生汚濁負荷量の推移	経年的に減少傾向を示す。 人口：減少傾向、下水道普及：増加傾向、産業：減少傾向、家畜：微増傾向(数%)、土地：変化なし
類型(案)	河川 A 類型

(2) 筑後川(3)(豆津橋より下流)

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	・水道用水(水道 3 級)(河川 B 類型相当) ・農業用水、工業用水 ・水産 3 級
現状水質経年変化	平成 9 年度以降(平成 17 年度を除く)、10 年間河川 A 類型相当の水質を満たしている。
発生汚濁負荷量の推移	経年的に減少傾向を示す。
類型(案)	河川 A 類型
備考	・H17 年度の BOD 高濃度の理由は、ここ最近の 10 年で濁水流量が最も小さく、20 年でみても 2 番目に小さい年であり、突発的な要因として考えられる。 ・将来予測による平成 25 年度にわたり河川 A 類型を満足する見込みである(変動幅による予測も満足)。

2. 湖沼水域（暫定ダム見直し）

（1）深山ダム貯水池（深山湖）（全域）

①COD

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全 ※対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型（現状水質等を踏まえると、湖沼 AA 類型相当） ・ 水道 2 級(湖沼 A 類型相当)、農業用水
現状水質経年変化	平成 13 年度以降(平成 14 年度を除く)、6 年間湖沼 AA 類型相当の水質を満たしている。
汚濁負荷量の推移	人為的負荷がほとんどないため、横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼 AA 類型
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼 AA 類型 ・ 利水状況：自然環境保全、水道 2 級

※ 自然環境保全は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。」を適用した。

②全磷（窒素を除く）

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全 ※対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型（現状水質等を踏まえると、湖沼 II 類型相当） ・ 水道 2 級(湖沼 II 類型相当)、農業用水
現状水質経年変化	平成 13 年度以降(平成 14 年度を除く)、6 年間湖沼 II 類型及び暫定目標 0.011mg/l を満足する見込みである。
汚濁負荷量の推移	人為的負荷がほとんどないため、横ばい傾向で推移する見込みである。
類型案	湖沼 II 類型
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全磷：湖沼 I 類型(平成 18 年度までの暫定目標 0.011mg/l) ・ 利水状況：自然環境保全、水道 2 級
備考	人工湖の類型指定の考え方(平成 15 年)により、平成 13 年の指定時の自然環境保全の適用の考え方を改め、現状水質等や水道 2 級の利水を踏まえると、 湖沼 I 類型から湖沼 II 類型に変更となる。

※ 自然環境保全は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。」を適用した。

(2) 川治ダム貯水池（川治湖）（全域）

①COD

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全 <li style="padding-left: 20px;">※1 対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型（現状水質等を踏まえると、湖沼 A 類型相当） ・ 水道 2 級(湖沼 A 類型相当)、農業用水、工業用水 ・ 水産 2 級(湖沼 A 類型相当) <li style="padding-left: 20px;">※2 ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 2 級を適用。
現状水質経年変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 7 年度以降 13 連続して湖沼 A 類型を満足している（湖沼 AA 類型はいずれの年度も満足していない）。 ・ 平成 7 年度以降(平成 13 年度、14 年度及び 17 年度を除く)、10 年間暫定目標 2.0mg/L を満足している。
汚濁負荷量の推移	人為的負荷がほとんどないため、横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼 A 類型
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼 AA 類型(平成 18 年度までの暫定目標 2.0mg/l) ・ 利水状況：水産 1 級、水道 2 級
備考	人工湖の類型指定の考え方(平成 15 年)により、平成 13 年の指定時の自然環境保全や水産の適用の考え方を改め、現状水質等や漁獲魚種の実態を踏まえると、 湖沼 AA 類型から湖沼 A 類型に変更となる。

※1 自然環境保全は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。」を適用。

※2 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

②全窒素及び全燐

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全 <ul style="list-style-type: none"> ※1 対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型（現状水質等を踏まえると、湖沼Ⅱ種相当） ・ 水道 2 級(湖沼Ⅱ種相当)、農業用水、工業用水 ・ 水産 1 種(湖沼Ⅱ種相当) <ul style="list-style-type: none"> ※2 ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 1 種を適用。
現状水質経年変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全窒素については、平成 7 年度以降、湖沼Ⅱ類型を満足していない。暫定目標 0.32mg/l は、平成 10 年度、11 年度のみ満足している。 ・ 全燐については、平成平成 7 年度以降(平成 10 年度、11 年度及び 13 年度を除く)、湖沼Ⅱ類型を満足している。暫定目標 0.021mg/l は、平成 7 年度以降(平成 13 年度を除く)満足している。
汚濁負荷量の推移	人為的負荷がほとんどないため、全窒素、全燐ともに横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼Ⅱ類型 全 燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.01mg/l
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼Ⅱ類型 <ul style="list-style-type: none"> 全窒素：平成 18 年度までの暫定目標 0.32mg/l 全 燐：平成 18 年度までの暫定目標 0.021mg/l ・ 利水状況：水産 1 種、水道 2 級
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨影響による異常値を除外して全窒素の適用条件を整理した結果、全窒素は適用除外となる。 (排水規制では全燐のみ対象、周辺の川俣ダム、五十里ダムについても排水規制では全燐のみ対象としている。)

※1 自然環境保全は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。」を適用。

※2 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

